

西尾市 A L T（外国語指導助手）派遣事業プロポーザル評価基準

西尾市が A L T（外国語指導助手）派遣事業の受託候補者を選定するための方法及び評価基準等については次のとおりとする。

1 評価方法

事業者から提出された企画提案書等の書類確認を行った後、審査会（プレゼンテーション）による業者ヒアリングを踏まえ、選定委員が各項目の評価基準に基づき評価点をつける。

2 評価項目

（1）企画提案書及びプレゼンテーション（評価項目 8 項目・配点 70 点）

番号	評価項目	評価基準	配点
1	・会社の概要（方針・業務実績） ・ A L T の外国語教育に対する理念と方針	外国語教育、国際理解教育を推進しようとする姿勢があること。	5
2	A L T の採用条件・採用方法	指導経験や専門性の基準を設けた適切な採用条件、採用方法により能力の高い A L T の派遣が可能であること。多くのネイティブスピーカーを派遣することが可能であること。	5
3	A L T の研修体制（回数、期間、内容）	A L T の日本語力、児童生徒及び日本文化への理解力など、A L T の質の確保のための研修体制を構築し、それを計画的に継続して行う体制が整っていること。	5
4	外国語の教育プログラム、指導法の開発、小・中連携のあり方	学習指導要領の内容を理解し、適切なカリキュラム・指導法の開発に取り組んでいること。事前打合せで事業者からカリキュラムや指導案の提案が主体的に実施されていること。A L T の外国語教育の小・中連携が考えられていること。	15
5	教育委員会・学校との連携体制、拠点校活動計画	教育委員会や学校からの相談に応じた対応体制が整っていること。適切な拠点校活動計画が考えられていること。	10
6	小学校 6 年生を対象とした、授業時間（1 コマ又は 2 コマ）に学	英語を使う必然性のある状況下で、適度な負荷のある目標を達成しよう	10

	年もしくはクラスごとで行う外国語活動案（英語を使う必然性のある状況下で、適度な負荷のある目標を達成しようと児童が自ら動き出すようなワクワクするミニイベント）	と児童が自ら動き出すようなワクワクする活動であり、英語への関心を高め、英語でのコミュニケーションをとろうとする姿勢を育むことに有効となる独自の提案ができること。	
7	中学校3年生を対象とした、授業時間（1コマ）にクラスごとで行う外国語活動案（英語が得意な子も苦手な子も英語力を高められる活動。オンライン等も可）	英語を使う必然性のある状況下で、英語が得意な子も苦手な子も、向上心及び日常生活に生かす実践的な言語運用能力を高めることに有効となる独自の提案ができること。	10
8	労働管理体制・緊急時の支援体制・法令遵守（関係法令、個人情報保護）	適切な労働管理体制及び緊急時の支援体制が整っていること。関係法令等を遵守するものであること。	10
小計			70

審査視点は次の5段階で評価して、評価点を配点に応じて換算する。

配点基準

5段階	配点		
優れている	15点	10点	5点
やや優れている	12点	8点	4点
標準	9点	6点	3点
やや劣っている	6点	4点	2点
劣っている	3点	2点	1点

（2）価格点（配点20点）

（提案価格のうち最低価格/貴社の提案価格）×配点（20点）

※小数点以下切り捨て

（3）市内企業（3段階・配点5点）

西尾市に本社、支店営業所等を有する企業は以下のように配点する。

市内企業		配点
a	市内に本社がある	5

<i>b</i>	市内に支店、営業所がある	3
<i>c</i>	上記以外	0

(4) 業務実績（3段階・配点5点）

令和7年度に市町村（本市を含む）へのALT派遣の契約実績がある企業は以下のように配点する。

業務実績		配点
<i>a</i>	5市町村以上の契約実績がある	5
<i>b</i>	3市町村以上の契約実績がある	3
<i>c</i>	上記以外	0

3 受託候補者の選定

(1) 受託候補者

- ア 各選定委員が評価した評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。
- イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを受託候補者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の評価点の合計を集計した点数が高い者を受託候補者とする。
- ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の評価点の合計が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。
- エ 事業者が1者の場合であっても企画提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が60点に満たない場合又は各項目において配点基準の「劣っている」と評価された点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。
- オ 各選定委員の平均評価点が60点に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。
- カ 市は受託候補者と細部について協議し、業務内容を確定した上で、ALTの派遣を実施する旨の契約を締結するものとする。

(2) 受託候補者（次点）

- (1) により「受託候補者（次点）」を選定する。

なお、市が受託候補者と協議する中で企画提案書の内容で実現できないことが判明した場合、あるいは協議が整わなかった場合、市は受託候補者（次点）と協議を行うものとする。

（３）審査結果の通知

審査完了後、提案者全員に審査結果を通知する。ただし、各評価項目の点数及び配点等については公開しないものとする。

（４）その他

①審査結果に対して参加業者は異議を申し立てることができない。

②次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 指定された提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者

イ 提出書類に虚偽の記載があった者

ウ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていない者

エ 参加資格要件のいずれかを満たさない者

オ 本件プロポーザルを通知した以後、教育委員会職員等関係者と当該業務に関し接触を求めるなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる者

カ 「ALT（外国語指導助手）派遣事業」経費見積書の見積総額が委託費の上限額」を超える者

キ ア～カに掲げるもののほか、実施要領に違反した者